

# 平成19年度末 徳島県小・中学校教職員人事異動要綱

## I 基本方針

◇ 教育改革を推進し、教育課程を実施していく上で、それぞれの学校がもつ課題に対応できる人事配置を行うとともに、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を育成し、「魅力ある食育」を推進するために教職員組織の充実に努める。

- 1 教育改革やスポーツ・文化の振興に視点を置いた人事配置を行い、教職員組織の充実に努める。
- 2 全県的視野に立ち、地域間、学校種別間の人事交流を積極的に推進するとともに、他県との人事交流を行い、教職員組織の活性化及び充実に努める。
- 3 教職員の年齢、勤務年数、性別等にかかわらず、教育実績、指導力、意欲等を重視して、適材適所と人材育成を考慮した人事配置を推進する。
- 4 管理職については、全県的視野に立って、適任者の任用と配置を行い、学校管理・指導体制の充実に努める。
- 5 へき地教育の振興を図り、平地における学校の教職員組織を充実するため、へき地平地間の人事交流を計画的に推進する。
- 6 特別支援教育の推進及び生徒指導の強化を図るための教職員組織・指導体制の整備に努める。

## II 実施要項

### 1 異動・交流

- (1) 基本方針の趣旨を実現するため、各学校の実情に配慮した人事配置を行う。
- (2) その校の在職年数が少なくとも2年以上の者でなければ、原則として異動を行わない。
- (3) その校の長期勤続教職員（当該校における在職年数が5年を超える者をいう。）については、原則として配置転換を行う。特に、その校在職10年以上の者については、特別な場合を除き配置転換を行う。
- (4) 配置転換に当たっては、勤務歴点に偏りが起こらないよう、通勤距離等について考慮する。
- (5) 採用後3年を経過した教職員については、原則として配置転換を行う。
- (6) 近親者は、原則として同一校へ配置しない。
- (7) 地域間、学校種別間の教員の人事交流については、勤務歴、教育実績、適性、担当教科等を考慮し、計画的に行う。特に、へき地計画交流、平地計画交流、県立学校との交流については、それぞれ別に定める実施要領に基づき推進する。  
また、他県との人事交流については、当該教員の勤務歴、資質等を考慮し行う。
- (8) 養護教諭・栄養教諭・事務職員・学校栄養職員については、原則として5年を限度として配置転換を行うものとし、特に、へき地平地間の人事交流を計画的に行う。

## 2 退 職

- (1) 定年に達した者は、定年に達した日以後の最初の3月31日に退職する。
- (2) 自発的に退職の意志を表明した者には、退職を認める。
- (3) 著しく教育効果のあがらない者及び性行、勤務状況の著しく良くない者には、年齢、勤務年数を問わず退職を勧める。

## 3 採用・任用

- (1) 校長は、「徳島県公立小・中学校校長任用候補者選考審査要綱」に基づき決定された校長任用候補者の中から任用し、勤務歴、教育実績、適性、学校・地域の実情等を考慮して配置する。
- (2) 副校長は、教頭の中から、勤務歴、教育実績、適性等を考慮して任用し、配置する。
- (3) 教頭は、「徳島県公立小・中学校教頭任用候補者選考審査要綱」に基づき決定された教頭任用候補者の中から任用し、勤務歴、教育実績、適性、学校・地域の実情等を考慮して配置する。
- (4) 教諭及び養護教諭は、「平成20年度徳島県公立学校教員採用候補者名簿」に登載された者の中から採用し、教科、学校・地域の実情等を考慮して配置する。
- (5) 事務職員は、「徳島県職員採用候補者名簿」に登載された該当者の中から採用し、学校・地域の実情等を考慮して配置する。

## 4 人事異動手続

### (1) 教職員の希望の申し出

教職員は、「平成19年度末人事異動個人希望票」に必要事項を記入し、校長を通じて市町村教育委員会に提出する。

### (2) 校長の意見具申

① 校長は、「平成19年度末学校職員組織表」に必要事項を記入し、市町村教育委員会に提出する。

② 校長は、「勤務評定書」及び「平成19年度末人事異動資料」等により学校経営上の意見を市町村教育委員会に具申する。

### (3) 市町村教育委員会の内申

市町村教育委員会は、上記(2)の意見を付すとともに、「平成19年度末職員組織上の希望及び意見」に必要事項を記入し、「平成19年度末人事異動個人希望票」及び「平成19年度末学校職員組織表」を添えて、県教育委員会に内申する。

### (4) 県教育委員会が行う意見等の聴取

① 県教育委員会は、市町村教育委員会教育長と面接して、「平成19年度末職員組織上の希望及び意見」及びその他必要事項についての意見を聴取する。

② 県教育委員会は、必要に応じて校長と面接をし、学校経営上の意見を聴取する。

③ 県教育委員会は、指定する教職員及び申し出のある教職員と面接し、希望を聴取する。

(5) 県立中学校教職員の人事異動手続については、別に定める。

(6) 県立学校の公募制に応募する場合の手続については、別に定める。